

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 「危険鳥獣」の用語の修正

「危険鳥獣」を「緊急対処鳥獣」に改めること。

(第二条第六項、第三条第二項第五号、第四条第二項第八号、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項関係)

第二 検討条項の追加

政府は、この法律の公布後速やかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等における「鳥獣」の用語の見直しについて、「野生動物」を用いた用語とする方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加すること。

(附則第四条第一項関係)